

総社市告示第 8 5 号

総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金交付要綱（令和 2 年総社市告示第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 8 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者並びに<u>中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条第 5 項に規定する特定中小企業者のうち、同項第 4 号又は第 5 号の規定による認定を受けたもの及び同条第 6 項に規定する特例中小企業者をいう。</u></p> <p>(3) 及び(4) 略</p>	<p>(定義) 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(3) 及び(4) 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。